(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

○○年○○月○○日

殿 松江市長

住所は登記事項証明書に記載され ている住所を正確に記入します。

申請者

松江市○○町○○番地 住 所

氏 名 株式会社 △△

代表取締役 松江 太郎

電話番号 0852-〇〇-〇〇〇

押印は不要です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業 の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物 の種類(当該産業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物、水銀使用製品産業 廃棄物又は水銀含有ばい

含まれる場合は、その旨 及び積替え又は保管を行 かを明らかにすること

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類以上4 種類。石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄 物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除く。 積替え保管行為を行う。

取り扱う品目をすべて記入します。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん 等については、「含む」か「除く」かを記入します。積替え保管行為を行う場合はそのように記載します。

事務所 松江市○○町○○番地 電話番号 0852-〇〇-〇〇〇

事務所及び事業場の所在地

事業場 松江市○○町字△△○○番(駐車場) 松江市〇〇町字×番(駐車場) 松江市○○町字△○番(積替え保管場所) 電話番号 0852-〇〇-〇〇〇

事業の用に供する施設の種類及び 数量

別紙第2面「3. 運搬施設の概要」のとおり

積替え又は保管を行う場合には、 **積替え又は保管を行うすべての場** 所の所在地及び面積並びに当該場 所ごとにそれぞれ積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類(当該産 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀 含有ばいじん等が含まれる場合 は、その旨を含む。)、積替えのた めの保管上限及び積み上げること ができる高さ

※事 務 加 理 欄 ・所在地:松江市○○町字△△○番

面積:○○m²

・産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、金属

ず等、がれき類の4種類(石綿含有産業廃棄物であるもの、水 銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)

・積み上げることができる高さ△△m

・積替えのための保管上限:××m³

・積替え・保管を行う場所の、土地の登記簿上の地番、面積、産業廃棄物の種類、 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等について は、「含む」か「除く」かを記入します。

・高さ制限は、屋外で容器を用いずに保管する場合に記入します。

・事務所の所在地は、事務所の 所在する住所を記載します。

・事業場の所在地は、土地の登 記簿上所在している地番を、 「駐車場」「積替え保管場所」ご とにすべて記載します。字(あ ざ)がある場合は字も記載しま

	都道府	F県・市名	許可番号(申請中 <i>0</i>	り場合には、申請		
既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を	松江市		年月日) 12920〇〇〇〇	\bigcap		
有している場合はその許	島根県		320400000	_		
可番号(申請中の場合に	鳥取県		320400000			
は、申請年月日)	加州人	・保有する処	理業許可をすべて記入します。			
ウキャ/ 加 L マ レ フ 旧 A)		・多数の場合	は別紙添付してください。			
申請者(個人である場合)						
(ふりがな) 生 年	F 月 日	7		籍		
氏名	, ,, ,,	f:	<u>E</u>	所		
(法人である場合)						
	2)					
名	1 0 1 7	ぶなも記載します。		所		
かぶしきがいしゃ さんかくさんかく 株式会社 △ △		松江市〇	 ○町○○番地			
法定代理人(申請者が法第1	4条第5項第	<u>.</u> 第2号ハに規	定する未成年者である	場合)		
(個人である場合		//2				
(\(\text{N} \) \(\text{N} \) \(\text{N} \)	·	4	₹			
上 氏 名 生 年	戶 月 日			 所		
1 1		I=	<u> </u>	121		
(法人である場合	·)					
	な)					
名 和	- ,		Ē			
該当なし			場合は「該当なし」と記載します			
		<u> </u>	<u> </u>			
役員(法定代理人が法	人である場	;合)				
(ふりがな)	生 年 月	日	本	籍		
氏名	役職名・	呼	P			
	称		住	所		
該当なし						
成当なし						
役員(申請者が法人である場	場合)					
(ふりがな) 生 年	F 月 日	7	× z	籍		
氏 名 役職	名・呼称	信		所		
まっえ たろう S30.1.	. 1	松江市〇〇	町××番地			
松江 太郎 代表耶	放締役	松江市〇〇	町△△番地			
まつえ はなこ S30. 1.		松江市〇〇	•			
松江 花子 取締役	ĭ. Ç	松江市〇〇				
・法人の登記事項証	明書に記載のあ	る役員(監査役割	含む)が該当しますが、役員と同	司等以		
上の支配力を有する	る者がいる場合は	は、その者も記入	します。			
・本籍地と住所は「殿	各字や番地を省署	路せずに、住民霊	のとおりに記入します。			
7-7-12-0-11-7/16X	н J (Щ/ОС Н ^и					

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相 当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている 者があるとき)

	発行済株式の 総数				1000株	出資の額	1,000千円	
	(ふりがな)	生年月日	保有す の金額		数又は出資	本	籍	
	氏名又は名称			割	合	住	所	
			5007	1円		松江市〇〇町	J××番地	
	松江太郎	S30. 1. 1	50%			松江市○○町△△番地		
	まるかぶしきがいしゃ		3007	7円				
	〇株式会社		30%			松江市〇〇町〇〇番地		
		株式数又は出 は、単位(株、円					略字や番地を省略せ記事項証明書のとお	
令	第6条の10に規定	L Èする使用 <i>丿</i>	L 人(申請者	子に当該使	用人がある場	L 場合)		
	(ふりがな)	生 年	月 日		本		籍	
	氏 名	役職名•	呼称				所	
	該当なし							
	・支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は該当者を記入します。 ・該当がない場合は「該当なし」と記載します。					記入します。		
借		1						

焩布

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、 該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により 作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法 人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す るものと認められる者を含む。

4 都道

・手数料は、申請時にお渡しする納入通知書で金融機関に納付いただきます。

※手数料

- ・産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請は81,000円、更新許可申請は73,000円です。
- ・納付後、領収書写しをメール(kankyou-taisaku@city.matsue.lg.jp)又は fax(0852-55-5497)で送信してください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

島根県内の建設現場で発生する産業廃棄物を排出者の委託を受けて収集運搬する。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類(石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)については、積替え・保管行為を行う。

- ・具体的に記載します。(どの業種から発生した廃棄物なのか等)
- ・積替え・保管を行う廃棄物の種類、積替え・保管行為を行う旨を記載します。
- 2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月Xは m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチ ック類	50t/月	固体	島根県内の排出事 業者	松江市○○町字△ △○番	排出業者の指定する島根 県内の処分業者
2	がれき類	100t/月	固体	□□建設㈱ 松江市○町△番地	松江市○○町字△ △○番	△△産業(有) 松江市○○町□番地
3	金属くず	20t/月	固体	島根県内の排出事 業者	松江市○○町字△ △○番	排出業者の指定する島根 県内の処分業者
4	ガラスくず 等	200t/月	固体	島根県内の排出事 業者	松江市○○町字△ △○番	同上
5	上記のうち 石綿含有産 業廃棄物		固体	島根県内の排出事 業者	松江市○○町字△ △○番	同上
6	上記のうち 水銀使用製品 産業発棄物	10t/月	固体	島根県内の排出事 業者	松江市○○町字△ △○番	同上

7

9

- ・取り扱うすべての産業廃棄物の種類を記載します。
- ・運搬量は見込み量を記入します。
 - ・予定排出事業場が未定な場合は「島根県内の排出事業者」等と記入します。
 - ・積替え又は保管を行う場所は、第1面で記載した積替え保管場所の所在地を省略せずに記載します。
 - ・予定運搬先が未定な場合は「排出者の指定する島根県内の処分業者」等と記載します。
- 10 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、それぞれ一行を使用して記載します。

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要 (1) 運搬車両一覧 最大積載量 自動車登録番号 車体の形状 所有者又は使用者 備考 又は車両番号 (kg) キャブオーバ 島根100わ1234 $3400 \, \mathrm{kg}$ 株式会社 △△ マグネット キャブオーバ 島根100わ5678 株式会社 △△ マグネット 2500 kgキャブオーバ マグネット 島根100わ9012 3000kg 松江 次郎 3 4 5 ・本欄に書ききれない場合は、別紙一覧表とすることも可能です。 ・車体の形状は車検証に記載されている「車体の形状」欄を記載します。 6 ・車検証の備考欄で「積載物は、土砂等以外のものとする」の限定のある車両では、土砂等に該当する産業廃棄物(がれき 7 類、鉱さい、コンクリートくず等、汚泥)を運搬することができません。備考欄に土砂禁止と記載してください。 ・備考欄には、運搬車両の表示方法「マグネット式」、「ペイント」等と記載してください。 8 ・使用者、所有者とも申請事業者以外の場合は、「賃借契約書」等の写しが必要です。 9 10 松江市○○町○○番地 事務所の所在地 事務所の所在地は、第1面で記載した事務所の所在地を記載します。 松江市○○町字△△○○番 駐車場の所在地 松江市〇〇町字×番 駐車場の所在地は、第1面で記載した駐車場の所在地を記載します。 (2) その他の運搬施設の概要 備 考 運搬容器等の名称 用 途 容 量 シート 飛散防止のため $5 \text{m} \times 5 \text{m}$ 5枚 フレコンバック 石綿含有産業廃棄物 $1\,\mathrm{m}^{^{3}}$ 10袋 プラスチック容器 水銀使用製品産業廃棄物 1000 1個

- ・別紙第 5 面、5.(1)運搬に際し講じる措置、(2)積替え又は保管施設において講ずる措置 に出てくる運搬施設をすべて記載します。
- ・容量には、大きさを記載し、備考欄には、数量(個数)を記載します。
- ・写真が未提出の場合は添付してください。(第7面)
- ・含水率が高い物を運搬する場合は、水密性容器を用意します。

- (3) 積替施設又は保管施設の概要
- ・所在地:松江市○○町字△△○番
- •面積: ○○m²
- ・産業廃棄物の種類:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類の4種類(石綿含有産業廃棄物であるもの、水 銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)
- 積み上げることができる高さ△△m
- 積替えのための保管上限:××m³
 - ◎申請受理後、現地確認を実施します。確認事項は以下のとおりです。(日程は別途連絡します)
 - 1. 積替え場所の要件
 - ①周囲に囲いが設けられていること。(あるいは、区画が明確に示されていること)
 - ②積替え場所であることの表示がされていること。
 - ③飛散、流出、地下浸透、悪臭の対策がとられていること。
 - ④衛生害虫等が発生しないようにしてあること。
 - 2. 保管場所の要件
 - ①周囲に囲いが設けられていること。(あるいは、区画が明確に示されていること)
 - ②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
 - イ 縦横60㎝以上
 - ロ 次に掲げる事項が表示されていること。
 - (1)産業廃棄物の保管場所であること。
 - (2)保管する産業廃棄物の種類
 - (3)保管場所管理者の氏名・名称、連絡先
 - (4)屋外で容器を用いずに保管する場合、保管の最大高さ
 - (5)最大保管量
 - ③保管量が 1日の平均搬出量の7日分を超えないこと。
 - ④飛散、流出、地下浸透、悪臭の対策がとられていること。
 - ⑤汚水が生ずる場合、排水溝等の設置や底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ⑥屋外で容器を用いずに保管する場合、次に定める高さを超えないこと。
 - イ 囲いに接しない箇所は50%の勾配以下。
 - ロ 囲いに接する箇所。
 - (1)囲いの接点が上端から50㎝以下。
 - (2)囲いの接点から2m内側までが、囲いの上端から50m以下。
 - ⑦その他必要な措置 (石綿含有産業廃棄物、特別管理産業廃棄物等)
 - ⑧衛生害虫等が発生しないようにしてあること。
 - ⑨保管場所が他の目的(排出事業者としての保管場所や処分業での保管場所等)に使用されていないこと。
 - ※委託物と自社物が混在しないようにしてください。

- 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)
- (1) 車両毎の用途
 - ①キャブオーバ:廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等、がれき類の運搬
 - ※なお、土砂等の積載が禁止されているダンプ(島根◇◇え91-23)では、がれき類、ガラスくず等は運搬しません。
 - ・限定しない場合は「限定なし」と記入します。
 - ・土砂禁止の車両がある場合は、土砂を運搬しない旨を記載します。
- (2) 収集運搬業務を行う時間 午前8時から午後5時

収集運搬業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)

従業員数の内訳

令和○○年○○月○○日現在

請者の登記上	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	等申請者の登	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
2人	0人	0人	2人	4人	4 人	0人	12人

第2面と矛盾がないか確認します。

兼務がある場合は、重複して計上することのないようカッコ書きで記入します。

注意)本記載例はあくまで「例示」であり、実際の申請にあっては実態に即した内容を記載してください。

(第5面)

- 5.環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)
- (1) 運搬に際し講ずる措置
 - ・廃棄物をシートで覆い飛散流出を防止する。
 - ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバックに入れ、破損しないように丁 寧に運搬する。また、運搬にあたっては、法令に加え石綿含有廃棄物等処理マニュアルに従う。
 - ・水銀使用製品産業廃棄物は破砕することがないよう、他の物と混合することがないようにプラスチック容器に入れ丁寧に運搬する。また、運搬にあたっては法令に加え水銀廃棄物ガイドラインに従う。
 - ・道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。
 - ・悪臭、騒音、振動よって生活環境保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずる。
- (2) 積替え又は保管施設において講ずる措置
- ・産業廃棄物の飛散防止に努め、地下浸透防止のための必要な排水溝その他の設備を設置し、底面を 不浸透性の素材で覆う。
- ・囲い、棚等を設け、看板を設置する。
- ・石綿含有産業廃棄物の積替え・保管場所では、その他の廃棄物と混合しないよう仕切りで隔てる等 石綿含有産業廃棄物等処理マニュアルに従う。
- ・水銀使用製品産業廃棄物の積替え・保管場所では、その他の廃棄物と混合しないように保管するほか、水銀廃棄物ガイドラインに従う。
- ・積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認したうえで 慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

(3) その他

- ・環境保全については、社内教育を徹底する。
- ・苦情には誠意をもって対応する。

運搬車両の写真

	車登録番号又 両番号
	写真の方向等について図示するのが望ましい。
前面	注意事項 ・車両の前面(真正面)を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。
写	
真	
側	注意事項
面	・車両の側面(真横)を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物 既集業が表し、「金銭」を「まままな」)。
写	収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した
真	写真も添付すること。
	撮影 年 月 日

運搬容器等の写真

選択容器等の名称 用途 注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。 撮影 年 月 日		× 1/1/ □ □ □ 1					
・容器等の全体が写るように撮影すること。	運搬容器等の名称		用途				
		体が写るように撮影すること。					
			1取形	+	<u>Д</u>	Н	

運搬容器等の名称		用途				
注意事項 ・容器等の全	体が写るように撮影すること。					
		撮影	年	月	日	

			事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法
	Þ	勺 訳	金 額 (千円)
事業資		D開始に要する	既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。
		土 地 事務所 収集運搬車両 積替保管施設	新規許可の場合は、出来るだけ詳細に記載します。 更新許可の場合で、新たに施設等を導入しない場合は「既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない」と記載します。
調	É	己資金	
H/HJ	借	上 人 金	
達		(借入先名)	
方			
法	そ	この他	
	埠	資 資	
備考	;	内訳欄の事項に	こついては、事業計画に応じ適宜変更すること